

○上越市補助金交付規則

昭和46年9月29日

規則第56号

改正 平成16年12月28日規則第154号

平成23年7月25日規則第42号

平成24年12月28日規則第54号

平成28年3月31日規則第36号

(趣旨)

第1条 この規則は、法令、条例又は他の規則に定めるものを除くほか、市が市以外の者に対して交付する補助金、助成金その他相当の反対給付を受けない給付金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付申請)

第2条 補助金の交付の申請をしようとする者は、補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）に係る収支予算書
- (2) 補助事業に係る事業計画書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第3条 市長は、補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金を交付するか否かを決定しなければならない。

2 市長は、前項の場合において必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき、修正を加えて補助金の交付の決定をすることができる。

(補助金の交付条件)

第4条 市長は、補助金の交付の決定をする場合において、補助金の交付の目的を達成するため必要があるときは、これに必要な条件を付することができる。

(補助金の交付決定通知)

第5条 市長は、補助金の交付の決定をしたときは、補助金交付決定通知書（第2号様式）により、速やかに補助金の交付を申請した者に通知するものとする。

(補助事業の変更承認等)

第6条 補助事業を行う者（以下「補助事業者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業の内容を変更しようとするとき。

(2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 市長は、前項の承認をする場合においては、前4条の規定を準用する。

(補助事業の遂行)

第7条 補助事業者は、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に従い補助事業を行わなければならない。

(実績報告)

第8条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、速やかに補助事業の成果を記載した補助事業実績報告書（第3号様式。以下「報告書」という。）に必要な書類を添えて市長に報告しなければならない。

2 前項の場合において、市長が特に必要があると認めるときは、報告書に市長が別に指定する書類を添付しなければならない。

(補助金の額の確定)

第9条 市長は、前条による実績報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合と認めるときは交付すべき補助金の額を確定し、当該補助事業者に通知するものとする。

(決定の取消し)

第10条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。

(2) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の決定があった後においても適用があるものとする。

3 第5条の規定は、第1項の規定による取消しをした場合について準用する。

(補助金の返還)

第11条 市長は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合においては、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

2 市長は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(財産の処分の制限)

第12条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した次に掲げる財産を、

市長の承認を受けないで補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助事業者が補助金の全部に相当する額を市に納入したとき、補助金の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して市長が定める期間を経過したとき又は市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

- (1) 不動産及びその従物
- (2) 機械及び重要な器具で、市長が定めるもの
- (3) その他市長が補助金の交付の目的を達成するため、特に必要があると認めて定める財産

(様式の特例)

第13条 市長は、この規則の規定にかかわらず、特に必要と認めるときは、この規則に定める様式に代わる様式を定めることができる。

(委任)

第14条 この規則に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、昭和46年4月29日から適用する。

(市町村合併に伴う特例)

- 2 旧安塚町、旧浦川原村、旧大島村、旧牧村、旧柿崎町、旧大瀨町、旧頸城村、旧吉川町、旧中郷村、旧板倉町、旧清里村、旧三和村及び旧名立町から承継した補助金の交付に関する事業で市長が特に必要と認めるものについては、当分の間、この規則の規定にかかわらず、補助金の交付に関する手続を別に定めることができる。

附 則 (平成16年規則第154号)

この規則は、平成17年1月1日から施行する。

附 則 (平成23年規則第42号) 抄

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成24年規則第54号) 抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成25年1月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第12条の規定は、この規則の施行の日以後に申請のある補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について適用する。

3 この規則の施行の際現に交付され、又は保有している改正前の上越市補助金交付規則に規定する様式は、当分の間、適宜、適切な修正を加えて、改正後の上越市補助金交付規則に規定する様式の相当する様式として使用することができる。

第1号様式（第2条関係）

補助金交付申請書

次のとおり交付くださるよう申請します。

年 月 日

(宛先)上越市長

申請者	住所				
	氏名又は名称		㊟		
補助事業の目的及び内容					
事業費	収入		支出		
	区分	金額	区分	金額	説明
	市補助金	円		円	
	計		計		
交付を受けようとする補助金の額			補助事業の完了予定期日	年 月 日	
同算出基礎					
その他		収支予算書、図面、事業概要等を添付			

(上越市暴力団の排除の推進に関する条例に基づく暴力団の排除のための誓約)

- (1) 補助金を暴力団の活動に使用しません。
- (2) 補助金の交付の対象となる事業により暴力団に対し利益を供与することはありません。
- (3) (1)又は(2)に反する場合は、この申請を却下され、補助金の交付の決定を取り消され、又は交付を受けた補助金を返還することを承諾します。
 上記について誓約します。(□にレ点を記入してください。)

(交付・不交付の決定)

※ 補助金の名称		※ 交付決定額	円
※ 交付条件等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交付時期及び金額 ・ 不交付の場合 その理由 ・ 補助金決定の経過 ・ 交付条件 別添 補助金交付決定通知書のとおり	※ 支出科目	. . .
		※ 予算額	
			千円

※欄は、申請者において記載しないこと。

第 号

年 月 日

様

上越市長 印

補助金交付決定(確定)通知書

年 月 日付で交付申請のあった補助事業について、下記のとおり
交付することに決定(確定)したので通知します。

記

補助事業の目的・内容			
補助金の名称			
補助金の 交付額	決定額	変更額	確定額
	円	円	円
交付条件	1 この補助金の対象となる事業及びその内容は、年 月 日付第 号による交付申請書記載のとおりとする。 2 この補助金は、目的以外の経費に使用してはならない。 3 上越市補助金交付規則に従うこと。		

第3号様式（第8条、第9条関係）

補助事業実績報告書

下記のとおり補助事業を完了しましたので報告します。

年 月 日

(宛先)上越市長

申請者	住所				
	氏名又は名称	㊟			
補助金の名称					
補助金の交付決定額		円	同 確定額	※	
補助事業の完了年月日		年 月 日	審 査	※ 年 月 日 係員 ㊟	
事業の経過及び結果の概要					
事業費精算内訳					
	区 分	予 算 額	決 算 額	説 明	
収 入		円	円		
支 出					
収支差引額		円			
そ の 他	収支決算書、完成写真、契約書、事業結果概要書等を添付				

※欄は、申請者において記載しないこと。